

令和3年度 第1回埼玉県障害者施策推進協議会

日時：令和3年6月2日（水）午前10時～11時45分

場所：埼玉会館 ラウンジ

出席委員：佐藤委員、曾根委員、大島委員、田中委員、八木井委員、羽生田委員、
田口委員、平野委員、大井田委員、宮野委員、高野委員、山中委員、
續委員、小材委員、民谷委員、福嶋委員、長岡委員、関口委員、小野寺委員、
岡田委員 20名

< 1. 開会 >

（司会）

時間となりました。本日は、お忙しいところ、御出席いただき誠にありがとうございます。ただいまから、令和3年度第1回埼玉県障害者施策推進協議会を開催します。私は、障害者福祉推進課 副課長の平と申します。よろしく願いいたします。本日の会議に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます。

本日の会議には、委員総数20名のうち、19名にご出席いただいております。埼玉県立大学社会福祉こども学科准教授 大島千帆委員が体調不良とのことでご欠席されておりますが、19名のご参加をいただいております。協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立していることをご報告いたします。

また、当協議会は原則として公開としております。本日は5名の方に傍聴いただいております。

また、コロナ禍の会議ということで、感染対策として、入り口で検温、消毒をお願いしているほか、窓を開けさせていただいたり、空調による換気もさせていただいていること、報告いたします。

< 2. 委任状交付 >

では、次第2、委任状交付に入ります。埼玉県知事の委任状を障害者福祉推進課長の鈴木から、代表して佐藤陽（さとう あきら）委員にお渡しいたします。

< 3. 委員紹介 >

本日の会議は委員の皆様方の新しい任期がスタートして初めての会議です。マイクを順次回しますので、ご所属とお名前、自己紹介をしていただきたいと思います。事務局からマイクを回します、よろしくお願いいたします。

～委員自己紹介～

< 4. 課長あいさつ >

(司会)

ありがとうございました。では会議に入ります。

初めに、障害者福祉推進課課長の鈴木から御挨拶申し上げます。

(障害者福祉推進課課長 鈴木)

皆さん、こんにちは。障害者福祉推進課課長の鈴木です。この4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しいところ御出席いただきまして、感謝申し上げます。また、本県の障害者施策の推進にあたり、日ごろから格別の御理解と御支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨年度は第6期埼玉県障害者支援計画の策定にあたりまして、本協議会、さらにはワーキングチームにおいて、さまざまな立場から熱心にご議論いただきました。皆様から貴重な御意見をいただき、第6期埼玉県障害者支援計画をまとめることができました。重ねてお礼申し上げます。

さて、今回の委嘱替えに伴いまして、新たに委員をお願いする10名を含め、20名の皆様に委員をお願いすることとなりました。委員の皆様におかれましては、県の障害者福祉施策への御意見や御提言をよろしくお願いいたします。

現在、県内にまん延防止等重点措置が出ているところですが、本日は半数の委員が代わってからの初めての協議会であることから、感染予防に十分配慮しながら実施させていただくことにしました。御理解をいただきたいと思います。

本日は、昨年度に計画期間を終了しています、第5期障害者支援計画の実績などについて報告をさせていただいた後、今年度当協議会で検討していく重点課題について御協議い

ただくこととしています。

県としましては、今後も関係機関と連携し、障害のある方が地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる共生社会の実現を目指してまいります。どうぞ忌憚のない御意見を賜りますよう、お願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

次に本日出席しております事務局職員を紹介させていただきます。順に自己紹介を申し上げます。

～事務局職員紹介～

(司会)

続きまして、本協議会の規則第6条第1項により、「会長が議長になること」となっていますが、まだ議長となる会長が決まっておりません。このため、会長が選出されるまでの間、当課課長の鈴木が仮議長として議事を進行させていただきたいと思っております。御了承いただけますでしょうか。

(全員)

異議なし。

(司会)

ありがとうございます。鈴木課長、進行をお願いいたします。

(福祉推進課課長 鈴木)

ただいま委員の皆様から御了承いただきましたので、僭越ではございますが、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

それでは会長の選出です。本協議会の規則第5条第1項により、委員の互選によりこれを定めること、となっています。いかがいたしましょうか。

(田中委員)

埼玉県内で長年地域福祉政策について研究されておられる十文字学園女子大学の佐藤委員様に会長をお願いできればと存じます。

(福祉推進課課長 鈴木)

ただ今、田中委員から佐藤委員に会長をお願いしたいとの案が出されましたが、いかがでしょうか。

(全員)

異議なし。

(福祉推進課課長 鈴木)

ありがとうございます。異議なしという声があがりました。では、佐藤委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(佐藤委員)

僭越ですが、よろしく願いいたします。

(福祉推進課課長 鈴木)

ありがとうございます。では佐藤委員に会長をお願いしたいと思います。

また、本協議会規則第6条第1項によりまして、議長を会長をお願いいたします。

これもちまして、私の仮議長の任務を終わらせていただきます。早速ですが、佐藤委員には御就任の御挨拶をお願いしたいと思います。

(佐藤会長)

改めまして、十文字学園女子大学の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

今、田中委員からご紹介いただきましたように、私は県では地域福祉計画を策定する委員会が立ちあがったところで、作業部会の責任者をさせていただきました。そこから推進の関係でとりまとめをさせていただいたり、県の社会福祉審議会で御協力させていただいたり、これまでも県行政で可能な限り関わらせていただきました。

また、私は地域福祉が専門で、特に福祉教育を専門としています。その出会いでいえば、私の父が心身障害児の通園施設の施設長をしていたり、1970年代の厳しい時代の作業所の運営をしていて、そういう父の背中を見てきた息子です。

そういうところで、障害のある子たちが普通に弟や妹のように家に遊びに来ていました。私もその後、大学時代も昭和58年にグループを作り、今も続いています。関わっている子たちは、小学生ぐらいから私と同じぐらいの、60歳手前の社会人の障害のある人たちの余暇活動支援をする活動を継続しています。

今、私も大学の教員となりましたので、今回もそういった学生たちにも関わってもらったり、全部の学生に関わってもらったりと。そういうところでは、課長の話にもありましたが、私自身、もともと共生社会の実現というところで、私は当事者ではありませんが、それはとても厳しいものと、いろいろ関わる中で感じてきました。そういう中で福祉教育の実用性があるということで。今も自治体のあるところでは、地域福祉計画、障害福祉計画はなるべくセットで受けています。特に障害の部分は、地域一般の方たちへなかなか理解されないところをどう変えていくか、1つの課題とさせていただいています。

今、国の施策も地域共生社会の実現ということで、政府の方針としても出てきました。そういう意味で今期このような形で御協力させていただけること、自分なりにできることをしていきたいと思っています。皆様のお力を借りながら、運営できればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

会議の内容に入る前に、本日の資料を確認したいと思います。お手元の資料です。

～配布資料確認～

(司会)

では、佐藤会長、議事をお願いいたします。

< 5. 報告事項 >

(佐藤会長)

では規定によりまして、私が議事を進めさせていただきます。

資料5にあります、本協議会規則第5条第3項の規定により、万が一私に事故等何かあったときに職務代理を置くこととなっております。できましたら、曾根委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(曾根委員)

はい。

(佐藤会長)

では、よろしくお祈いします。皆様もよろしくお祈いいたします。

時間もお昼前までで、この会場も12時には終えて返さなければいけないということもあるようです。コロナ禍でもありますので、皆さんにいろいろな審議を御協力していただきながら、進行させていただきたいと思います。

では、はじめに本議会規則第9条第2項により、議事録署名委員を指名させていただきます。本日、田中委員と八木井委員の2名にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお祈いします。

では議題にそって進めます。議題の「6. 報告事項」に入ります。「第5期埼玉県障害者支援計画の実績について」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局の富永です。「第5期埼玉県障害者支援計画の実績について」を説明させていただきます。着座にて説明します。

資料1-1を開いてください。A3の横版のものです。資料についてですが、委員の皆様には事前に送付させていただいています。時間の関係もありますので、資料1-1～1-4のポイントを絞って、簡潔に説明させていただきます。

はじめに、資料1-1、A3横版の資料について。こちらは第5期埼玉県障害者支援計画の最終年度となる令和2年度の各施策の実施状況について取りまとめたものです。

まず、この表の見方について。一番左の施策番号から始まり、事業内容、担当課、各課

が取り組んでいる個々の事業名、令和2年度と令和3年度の予算額、令和2年度の事業実績とそれに対する各課における評価、その評価の理由を記載しています。

「第5期埼玉県障害者支援計画」は263の事業から形成され、さらに関係各課の担当する事業が全部で394の施策となっています。この394の施策について、資料1の右側の評価の欄で「A：順調、B：やや遅れ、C：遅れ」ということで、各課において自己評価をしています。結果、吹き出しにありますように、A評価が355、B評価が26、C評価が6。事業廃止等理由がありまして評価のないものもあり、合計で394の施策となっています。

全体の394の中でA評価は90%となっています。BとCにしたものは32施策あります。このほとんどが新型コロナウイルス関係の影響によるものです。主なものを抜粋して説明させていただきます。

今ご覧いただいている資料1-1の1ページの施策番号2、上から2つめです。「障害に関する正しい知識の普及に努め、障害に対する誤解や偏見、無理解を解消し、一層の理解を推進します。」に形成されている事業、その2つめです。「(県政出前講座による理解促進)」とあります。これは、県民の皆様からのご要望により、出前講座という形で県の職員がお伺いして事業等の説明を行うというものです。

こちらは、すでに作成したパンフレットを使用する、他の事業で出張旅費等予算を確保していますので、予算額はゼロとなっています。なお、令和2年度については、コロナ禍ということで出前講座の依頼そのものがありませんでした。右側の評価欄において、評価を行っていないことになっています。

他にも同じように、事業を実施していますが、当該事業として予算額を確保していないことから予算額がゼロとなっているものがあります。こちらについてもご理解いただければと思います。

次、その下の障害者福祉推進課の障害者福祉啓発推進事業費と施策番号3「ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、「障害者週間」を中心に、障害者団体や市町村などと連携を図りながら啓発の取組を推進します。」に掲載されている、障害者福祉推進課の障害者福祉啓発推進費についても自己評価がBとなっています。

その理由は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、障害者週間記念のつどいを中止しました。小中学生の作文、ポスターの表彰式を知事公館で開催しました。多くの県民にご出席いただけなかったことから、B評価にしています。令和3年度については、12

月に記念のつどいを実施する予定です。

次、資料の2ページをご覧ください。中ほどに「2 差別解消の推進」とあります。施策番号2つめ「障害者権利条約の批准及びそれに向けて整備された障害者差別解消法などを踏まえ、障害者に対する合理的配慮などについて普及啓発を推進します。」について。こちらの事業は、障害者福祉推進課の共生社会づくり推進事業は、自己評価をB評価にしております。

こちらについても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年3回程度実施している事業者説明会を開催できなかったものによるものです。

続きまして、7ページを開いてください。中ほどに、「(2) サービス提供体制の充実」とあります。施策番号41をご覧ください。「介護すまいる館において、福祉用具の展示、販売、相談を行うとともに、インターネットによる情報提供を進め、福祉用具の普及を図ります。」とあります。こちらは社会福祉課の事業で、自己評価はBとなっています。

理由は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来館者数及び相談件数が昨年度より下回ったことによるものです。なお、オンラインによる研修実施、団体見学において見学時間を短縮するかわりに、見学用資料をあらたに作成するなど、柔軟な対応を図ったところ です。

9ページを開いてください。上から2つめ。施策番号56「高等技術専門学校や職業能力開発センター、民間教育訓練機関において、介護に従事する人材の育成を図ります。」とあります。こちらは、産業人材育成課の事業で、3つあり、いずれも自己評価がBとなっています。

こちらも新型コロナウイルス感染症拡大防止により、かなり定員を縮小して実施したことによるものです。

11ページをお開きください。施策番号69、一番下です。「指定障害福祉サービス事業者などに対し、利用者の人権の擁護や虐待防止なども含め、適正な運営がなされるよう指導、監督します。また、自己評価及び第三者評価並びに苦情解決に取り組むよう促します。(再掲72)」について。こちらは、一番下の福祉監査課の社会福祉施設等指導費は自己評価がBになっています。

こちらも新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、監査の一部を中止したことにより、監査実績数が当初の目標より下回ったものによるものです。

次、14ページをお開きください。「(2) 情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実」

の欄、そのすぐ下の施策番号88「行政情報について、点字版、デジ版の作成及び音声コードの添付を進めるとともに、分かりやすい表現や漢字のルビふりなどに努めます。また、テレビ放送への手話通訳、県ホームページへの音声読み上げ機能などの導入やデータ放送の活用など、障害者に対する情報提供サービスを充実します。」のうち、3つめの県ホームページに関する事業について、自己評価がBとなっています。

こちらは、県ホームページに添付した画像に全盲の方のアクセシビリティのため、読み上げソフトに対応した説明文を記載する必要があります。しかし対応が不十分だったというものです。広報課において県ホームページの全ページの点検を行い、関係課へ修正依頼を行っています。

次、15ページをご覧ください。「(3) 手話を使いやすい環境の整備」の3つめです。施策番号98「手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たって、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を通じ、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図ります。」とあります。障害者福祉推進課の事業で、自己評価をBとしました。

こちらにも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市町村との情報交換会の開催が1回の実施となったためです。その下の99「県民を対象とした、ろう者や手話に関する講演会や初心者向け手話講習会、さらには手話による文化芸術活動の発表を行うキャンペーンを実施し、県民の手話への関心と理解を深めます。」100「市町村その他関係機関、関係団体と協力して県民を対象とした手話講習会を開催し、県民が手話を学ぶ機会を提供します。」についても同様の理由により、コロナの影響によって開催回数が減少したことのため、自己評価がBとなっています。

少しページを飛びまして、19ページをお開きください。一番下の施策番号129「埼玉労働局や関係機関との連携による障害者就職面接会を開催し、障害者の就労機会の拡大を図ります。」とあります。こちらは雇用労働課の事業で、自己評価がCとなっています。

こちらにも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定していた8会場すべての面接を中止したことによるものです。

次、21ページをお開きください。「(3) 多様な働き方の支援」のすぐ下、施策番号147「本県の機関での職場実習を通して、障害者が職場の雰囲気や仕事を体験できるとともに、就労意識が醸成されるよう支援します。」について。こちらは職場実習や職場体験にかかる人事課、障害者福祉推進課、雇用労働課の3課の事業があります。自己評価はBな

いしはCとなっています。

こちらにも新型コロナウイルス感染症の関係で、3課で協議等を行って事業を中止したことによるものです。

ページ飛びまして、25ページをお開きください。一番上の施策番号274「高等学校におけるバリアフリー化を進めるため、エレベーターやスロープ等の設置、障害者対応トイレなどの改修を推進します。また、小・中学校のバリアフリー化を進めるよう市町村に働き掛けます。」こちらは教育局の財務課による事業です。バリアフリー化にかかる4つの事業のうち、県立学校大規模改修事業がC、「快適ハイスクール施設整備事業がBとなっています。

こちらについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、夏休み期間の縮小など、学校運営に支障のない範囲で工期を確保して実施することが困難でした。大規模改修工事は実施できなかったということでC、施設整備については一部実施が終わったということでBという評価になっています。

最後、また飛びまして37ページをお開きください。一番上の施策番号250「避難行動要支援者に対して避難所での良好な生活環境を提供できるように、避難行動支援体制の確立について市町村に対して助言を行います。また、避難行動要支援者名簿の策定、個別計画の策定及び福祉避難所の整備について市町村に対し働き掛けます。」その下の251、252の3施策のうち高齢者福祉課の避難行動要支援者にかかる個別計画の策定についても自己評価がBとなっています。

こちらにも新型コロナウイルス感染症の影響により、関係者間の調整が進まなかったとのことでした。避難行動要支援者にかかる、個別避難計画の策定が全63市町村のうち入間市について未作成となったということです。

資料1-1の説明は以上です。続いて資料1-2をご覧ください。

第5期埼玉県障害者支援計画の中の数値目標を掲げている取組について、3年間の実績を示した資料です。全部で29の数値目標が出ていました。国から数値が未発表、集計中のものがいくつかありますが、最終年度である令和2年度が一番右側で目標達成した施策について、まず説明させていただきます。

一番上、「障害者差別解消支援地域協議会を設置している市町村数」について、全市町村が設置しました。また、中ほど「「住まいの場」の利用定員数(グループホームの整備数)」、下の「バリアフリー化された県営住宅数」「民間企業の障害者雇用率」、下にいきまして「特

別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率」「駅ホームの転落防止設備整備率」「防災カード（ヘルプカード）を作成・配布している市町村数」と、数値目標を達成したものは合計で7つとなっています。

中ほどに「身体障害者補助犬給付数 各年度6頭」と目標がされています。平成30年度が3頭、令和元年度が5頭、令和2年度4頭となっていて、給付目標数に達してはいませんが、利用希望に対して100%対応した結果というものです。

なお、数値目標に達していないものについては、第6期計画において数値目標を設定し、引き続き取り組むということになります。

資料1-2の説明は以上です。続きまして、資料1-3をご覧ください。

市町村が行う障害者福祉サービスの3年間の実績、達成率を表したものです。右側に令和2年度の達成率について、集計中のものを除き、100%を下回っているものについて説明します。

まず一番右側の障害者福祉サービスの日中活動系の「就労継続支援A型」、日中活動系の一番下の「短期入所（福祉型）」と「短期入所（医療型）」について。令和2年度の利用実績が前年度を上回ってはいますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に想定した見込量を実績が下回ったとして、達成率が100%を下回ったことになりました。

また一番下をご覧ください。「発達障害者に対する支援」の部分について。発達障害者に対する支援のうち、「発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数」など、下の3つの項目について令和2年度の達成率が100%を下回っています。

まず助言件数については、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係機関からの要望が少なく、助言のために関係機関を訪問する機会が減少したことによるものです。また研修啓発件数についても、新型コロナウイルス感染拡大防止観点から、遊具を使用した実地研修などの開催が困難だったことによるものです。

資料1-3の説明は以上です。最後に資料1-4をご覧ください。

こちらは地域生活支援事業のうち、県が実施するものの3年間の実績、達成率を表したものです。

まず一番上、事業名「1 専門性の高い相談支援事業」のうち一番上の「① 発達障害者支援センター運営事業」について。右側に令和2年度の実績と達成率が記載しています。

実利用者数が達成率100%を下回っています。

発達障害児（者）の方は、外部とのかかわりの中で困難な状況が生じていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、人とコミュニケーションをとる機会が減少し、相談事の発生が比較的少なかったためと考えています。

また中ほどの「2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」について。「②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の達成率が0%となっています。

これは新型コロナウイルス感染症の影響により、研修そのものが開催できず、中止となったことによるものです。

次その下「3 、①手話通訳者・要約筆記者派遣事業」と「②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の達成率が令和2年度は低くなっています。

こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、障害当事者の外出度が減ったという状況により、利用率も実績が下回ったものです。

その下、「5 広域的な支援事業」のうち「② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業」について、ア、イ、ウが100%を下回っています。

「イ、地域移行・地域生活支援事業」のうち「実アウトリーチチームの設置数」が、新型コロナウイルス感染症の拡大影響によりまして、当初3つの病院に設置予定していたものが1つの病院にしか設置できませんでした。その結果として、アの事業評価委員会、協議会等の開催数も減少したことによるものです。

最後に、「ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業」の運営委員会の開催数について。令和2年度から「地域生活支援事業」から、他の予算、「医療費施設等運営費補助金」に変更となったことから斜線を入れております。なお運営委員会そのものについては、書面会議等で開催しております。

以上、簡単ですが、事務局からの説明を終わります。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。皆さんも事前にお目通しをいただいているかと思えます。コロナによってさまざまな事業に影響が出たことについて、事務局から説明がありました。

今の説明、こちらの書類の関係について、ご意見等ありましたら、挙手をお願いします。

はい、田口委員さん、どうぞ。

(田口委員)

埼玉県視覚障害者福祉協会の田口です。

駅・ホームの転落防止策について。この単位をどう読んだらいいのでしょうか。駅数のことだろうと思いますが。駅数にすると、ホーム全部が含まれるのかなど。

私どもの会でも駅のホームドアの設置を「1日も早くお願いします」とお願いしてきました。よく考えてみると、1駅にいくつもの路線が入っていると、ホームドアがあるホームと無いホームに分かれています。となると、これを駅の単位で表現していいのだろうかとか疑問を持ちました。説明をお願いいたします。

(佐藤会長)

事務局、よろしいでしょうか。

(事務局)

お答えいたします。この事業を実施しているのは交通施策課です。おっしゃるとおり、駅の中でも、例えば浦和駅にも京浜東北線や東北線と鉄道路線が走っています。その中で京浜東北線にはホームドアが設置されていますが、東北線、宇都宮線にはまだホームドアが設置されていません。駅自体にホームドアがあるということで、カウントしていると思われれます。

(佐藤会長)

田口委員さん、いかがでしょうか。

(田口委員)

まあ、それはわかるんですけど・・・。

設置しているホームはいくつあって、という表記を加えていただけると、まだまだ進められていないなとわかりますので、その辺もお願いしたいと思います。

(事務局)

今、いただいた御意見について、担当する交通施策課に今後の表現、見せ方などについてご意見をお伝えいたします。よろしくをお願いいたします。

(田口委員)

お願いします。

(佐藤会長)

ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

どうぞ。

(宮野委員)

埼玉県障害難病団体協議会の宮野です。

資料1-1の予算額について理解できないので、説明いただきたいと思いました。

令和2年度の当初予算額と令和3年度当初予算額が出ています。これはどういうことになりますか。今、令和3年度ですよ？

例えば私があれば？と思ったのは、25ページの施策番号174番について。一番上が令和2年度当初予算額1556万円で令和3年度が0円となっています。そしてその評価がC、新型コロナウイルス感染症対策の影響で学校運営に支障のない範囲での工期の確保が困難になり、バリアフリー化の工事を行うことができなかつたため、とあります。これは令和2年度の評価なので、令和3年度は予算が0となっていて、どうなっているのかなと思いました。ご説明をお願いできますか。

(佐藤会長)

事務局、よろしいですか。

(事務局)

説明させていただきます。令和3年度当初予算額が0となっているものについては、本日は担当課が出席していませんので、改めて財務課へ確認させていただきます。

評価の理由については、お話の通り、2年度の当初予算額に対して、新型コロナウイルス感染症の影響により、バリアフリー化の工事を行うことができなかつたものでして、3年度の当初予算については、すみません、改めて確認して報告させていただきます。

(宮野委員)

よろしくお願いします。

その関連で、もう1つ質問です。今年度から新たに施策に入ったものが、3年度から出てくるわけです。それについての予算はどこに書いてあるのでしょうか？その説明をお願いします。

(事務局)

今、おっしゃっていたお話は、今年度の第6期のお話ですよ。

(宮野委員)

はい、そうです。

(事務局)

すみません。本日、この場で配布させて、今お目通ししていただいている資料は、第5期の3年目、令和2年度の部分についてのモニタリング評価です。第6期の令和3年度については、6期の1年目となりますので、来年の今ごろに同じような形、6期の1年目をモニタリング評価していただくというイメージです。

(宮野委員)

わかりました。ということは、来年にならないと予算額がいくらになるかがわからないということでしょうか。今年度から新しく始まった施策について、どのぐらいの予算を組んでいるのかは、どうやって知ることができるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。この時点では、新しく組み込まれたものについての予算が、ちょっとわからないですね。すみません。

(宮野委員)

ありがとうございました。ちょっとわからなかっただけで、お伺いしました。

(佐藤会長)

それはいつぐらいになったら、ワーキングの時期にはある程度見えますかね。

(事務局)

10月の第2回の施策推進協議会の時に、第6期障害者支援計画の新規事業等の予算について示すことができると思います。

(佐藤会長)

はい。よろしいでしょうか。今は報告事項ということで、第5期の実績のところでは評価の確認をしていることですね。ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。どうぞ。山中委員さん。

(山中委員)

精神障害者家族会の山中です。

小さいところなのですが、9ページの56番。一番右のところ、上から2段目の枠の中です。「雇用情勢の改善に伴い、施設内訓練の受講希望者の大幅な拡大が見込めない状況になっている。」とあります。これがどういう状況かがわからなくなりました。

雇用情勢が改善すると、就職希望者が増えて受講生が拡大するのかなと思ったのですが、これはどういう意味なのでしょうかな？

(佐藤会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

こちらの事業については、産業人材育成課が担当しております。こちらの内容についても、改めて確認して、報告させていただきます。

(佐藤会長)

よろしいですか。その「改めて」というのは、次の10月のときの報告ということで考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

そのように考えております。

(佐藤会長)

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(曾根委員)

曾根です。佐藤委員長の職務代理にはなったのですが、私のほうが高齢で、私が事故に遭わないように気を付けます。

(佐藤会長)

とんでもないです。

(曾根委員)

それで4点、質問あります。

資料1-1について。昨年度のこの推進協議会の中でも旧優生保護法の一時金の申請が思わしくないことが、議題、議論のテーマにあがっていたかと思えます。それに対する評価がどこにあるのかを教えてくださいたいです。これが1点。

まとめて全部質問してしまおうと思えます。

2点目。昨年4月の埼玉県知事の定例記者会見で新型コロナについて発表したときに、手話通訳がついていなかったということで、全国ニュースで大きく報道され、埼玉県の手話通訳の配置の評価が大きく傷つけられたと覚えています。それに対する評価がどこに入っているかを教えてください。これが2点目。

次、資料1-2です。真ん中ぐらいに障害者入所施設から地域生活へ移行する人数があります。これは、令和2年度集計中ということで、120人ちょっとあれば達成となりますが、この人数の中に死亡対象が含まれているかどうかを教えてくださいたいです。私がこれまで見てきた、施設から地域移行する人数に死亡対象も含めて計上されている場合が結構多いです。死亡対象は地域生活への移行ではありません。入ってなければそれでいいのですが、その確認をさせてください。

最後です。資料1-3の居住系と書いてある部分の施設入所支援の人数について。見込

みよりも実績のほうが多いです。最終的な令和2年度を見ていただくと、5162人の移行に対して6277人の施設入所があったので達成率121.6%という評価となっていると思います。

ただ、現在、国の障害者福祉計画でも、施設入所者数については減らしていきましようという指針が示されています。埼玉県は、それに対して具体的な数を示さない方針で、これまできました。それはそれとして・・・。

本来であれば予定よりも多いというのは、むしろマイナス評価にならなくちゃいけないと思うのです。それを121.6%達成、大幅にできてよかったです、という表現は、ちょっと・・・。数字の計算からすると確かにそうかもしれませんが、評価としては逆の評価をしなければいけないと思いました。

この辺の施設入所数が予定よりも多かったという評価の方法について、事務局のご見解をお聞かせいただければと思います。以上です。

(佐藤会長)

今の4点について、よろしく願いいたします。

(事務局)

障害者支援課の渡辺です。着座にてすみません。

資料1-2の入所施設から地域生活への移行についての死亡対象者が含まれているかどうかについて。これは含まれておりませんので、そうご理解いただきたいと思います。

(曾根委員)

わかりました、ありがとうございます。

(事務局)

続きまして、資料1-3の施設入所の目標達成表現について。本来、入所施設は必要とする方々、重度の方中心に整備していくべきものと本県では考えていますが、国の考え方が地域移行、入所から地域の生活、健常者の皆様と一緒に生活していただけるという考え方をとっています。なので、その見込量の考え方は難しいところです。

確かにおっしゃる通りで、見込量より実績が多いからそれが正当な評価になるかという

点については、私どもとしても考え方を見直さなければいけないなど。事務方とそのあたりの考え方を調整させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。ありがとうございます。

(事務局)

はい。先ほどご質問いただいた中の、手話通訳についてお答えさせていただければと思います。

委員のおっしゃった通り、昨年度の段階で初めてそういう話になり、知事の記者会見に手話通訳をつけていくとなりました。その時点での予算は取っていなかったため、ここには掲載されておられません。

そして第6期の計画の中に新規事業として、本日お配りしている第6期埼玉県障害者支援計画の中の52ページの117番の事業として「聴覚障害者や手話言語を必要とする人等の情報保障のため、県が行う知事の記者会見に手話通訳を配置します。」ということで、広聴広報課もしくは報道長で新たに予算等をつけ、このような事業を実施していくという形で、新設事業となっています。

あと、先ほどの旧優生保護の関係について。該当する課が健康長寿課で、今、見つからなくて申し訳ありません。他の質問を受けさせていただきつつ、その間に探してお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

(曾根委員)

はい。おそらくここに評価として入っていないと思うのですよ。入っていないのはおかしいのかなと思っています。なので、別途資料を作って配っていただくという御対応でいいので、教えていただきたいと思います。

(事務局)

旧優生保護の関係が、第5期の計画の中の施策として載っていないために、ここにも掲載されておられません。例えば今回6期については、317の施策を昨年度の委員の皆様から御意見をいただいて掲載しています。ここに載った施策を実行するにあたって、こういった事業でこういう予算をかけて、こういうことをやりました、そしてその評価はAあるいはB、Cという形になっていくものです。5期計画の施策策定時に、施策として載って

いないとこの中に記載されないということになります。

(曾根委員)

確かに一時金の法案は31年4月に成立しているのですが、5期の途中で入ってきたことになります。策定した当初、そもそもそれがなかった状態。ただ前回の推進協議会でも結構大きな議題で、かなり時間をかけて議論したと私は記憶しています。載っていないから出てこないということでは、確かに事務局としてはそういう説明になるかと思いますが、委員としては本当にそれでいいのかなという気持ちがあります。

では、何か別途ご報告していただくということは可能でしょうか。

(事務局)

改めて10月に御報告させていただくということで、よろしいでしょうか。

(曾根委員)

わかりました。

(佐藤会長)

第6期の38ページに、今おっしゃっている施策番号25「旧優生保護法に基づき強制不妊手術を受けた方に対し、一時金支給についての周知及び相談支援に努めます。健康長寿課」という、その関連の部分ということですね。

(事務局)

そうですね。会長が今おっしゃった通り、これについて、5期の時にはなかったのです。ですから考え方として、今検討していただいているのは、あくまで5期で定めた施策についての評価です。では、今までの議論は無駄だったのか、ということではなく、そこで議論をして、これは今後進めていくべきだという結論に至ったので、この第6期の施策に新設として入れています。これにより、今度モニタリングがかかっていく、そういう位置づけ、考え方はこうなります。

(曾根委員)

はい、理屈は理解しています。ただこの一時金は5年間という時限措置なのですよね。そのうちのもう2年間は5期の間で過ぎてしまっていて、残りの3年間はこの6期中にしかなチャンスがないということです。5期の途中から生まれた施策ではありますが、実績について御報告していただくことは、特に問題ないと思っていいですよ？

5期の計画に載っていなかったことは、私も理解しています。作ったとき、当初はなかったから。でも途中から入ってきて、6期計画にも入っているものを、5期当初になかったからという理屈で報告しない理由にはならないと思いますが、いかがでしょうか。

(佐藤会長)

さっきおっしゃっていただいたように、10月までのところできちんと確認していただいて、その経過を御報告いただくことを基本としていただきたいと思います。基本的には6期では載っていますから、運営に当たっていただいているでしょうし。その点もきちんと見せていただければ。

(曾根委員)

10月で結構です。

(事務局)

はい。

(佐藤会長)

よろしいですか、ありがとうございます。

ほかの委員さんからいかがでしょうか。よろしいでしょうか・・・はい、八木井委員さん。

(八木井委員)

21ページの147の2番目の「障害者県庁職場体験事業費」が新規・継続の区分で「廃止」になっています。なぜ廃止なのですか。かっぱに関わるころなのかなと思ったので、聞きました。廃止なんですか？

(佐藤会長)

事務局お願いします。

(事務局)

大変申し訳ございません。廃止ではありません。令和3年度も当初予算を確保しております。今年度実施する予定です。大変失礼いたしました。

(佐藤会長)

では10月のときにはきちんと修正したもので。

(事務局)

はい、修正させていただきます。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。ある程度の御意見等をいただきましたので、できましたら次の議事へ進みたいと思います。

審議、議事が2つあります。「埼玉県障害者施策推進協議会で検討する重点課題について」と、関連する2つめ「ワーキングチームの編成について」があります。これら事務局から、あわせてご説明をお願いします。

(事務局)

はい、説明させていただきます。

まず1番目。「埼玉県障害者施策推進協議会で検討する重点課題について」を説明いたします。

資料2-1の計画策定とモニタリングの関係図をご覧ください。

まず障害者施策推進協議会の趣旨について、冒頭お話させていただきます。

障害者施策推進協議会は、障害者基本法第36条に基づいて「都道府県等における合議制の機関」として「都道府県は次に掲げる事務を処理するための審議会その他の合議制の機関を置く」ということです。

簡単に言うと、推進協議会が司る事務が大きく3つあります。1つが障害者計画又は障

害者支援計画の策定や変更にあたって意見を述べていくこと。もう1つが、障害者施策の推進について、調査、審議及び監視、モニタリングをするということ。3つ目、障害者施策推進について、関係行政機関の連絡調整を要する事項を調査、審議すること。これら3つを行う機関として、法律上位置づけられています。

それを踏まえて2-1の関係図をご覧ください。横に事業実施で令和2年度～8年度、その下の行が計画策定、モニタリングと並べさせていただきました。

見ていただきたいのが、3年度の部分。点線で囲んでいる部分です。今年度はどういう年なのかを、この図で説明させていただきます。

まず令和3年度は第6期計画の1年目の年という位置づけが1つの顔になります。その下、計画策定の部分について。昨年度、皆さんに御協力いただき、無事に第6期の計画を策定しました。策定したばかりではあるのですが、すぐに第7期の計画策定に向けての、策定のための1年目の年という位置づけになります。6期の計画がスタートする年ではあるのですが、すでに7期策定の1年目という位置づけになります。

その下、モニタリングについて。第5期計画の最終年である令和2年度についてモニタリングということで、先ほど皆様から御意見をいただいているものです。

次の年、4年度は第6期計画の2年目の年であり、第6期計画1年目のモニタリングをしていきます。

そして令和5年度は第7期計画をいよいよ作り上げる策定の年です。そしてモニタリングとしては、第6期計画の2年目である令和4年度についてモニタリングをしていきます。

こういう形の関係図となっていて、これを頭に入れていただきながら、資料2-2をご覧ください。

「埼玉県障害者支援計画のロードマップ」です。今年度第6期の障害者支援計画の開始年でもあることから、真ん中をご覧ください。スタートがあり、ゴール地点が令和5年度で、その間第6期計画を進めていくこととなります。ゴールの上に小さく書かせていただいているのですが、第7期障害者支援計画を策定する年という位置づけでもあります。

四角で令和3、4、5年度とくり、その上段については施策推進協議会で議論すべき課題を3つ、下段はワーキングチームで行っていくことを図示しています。

まず施策推進協議会で実施するものとして、先ほど少しモニタリングの関係図でお話しました。まず障害者施策のモニタリングとして、前年度実施したことについて皆様にモニタリングさせていただきます。

2つ目の項目について。こちらは先ほどの法律上で規定されている障害者支援計画を策定するための意見を、最終年にまとめなければいけません。そのために2年間かけて現状把握と課題の抽出を、協議会で実施していきます。

また3点目、こちらは今回から新たに出てきたものです。ヒューマンライブラリーを協議会で実施していくことが、昨年度第6期計画策定したときに、委員の皆様からこういう事業を実施してはどうかと御意見いただき、施策で実施していくことが決まり、事業を行っていきます。

ヒューマンライブラリーについてお話をさせていただきます。本日配布している第6期埼玉県障害者支援計画の36ページを御覧ください。上から4つめ、11番の下に【新】とあります。新規の施策として、第6期計画から施策推進協議会を中心として展開していくと、掲載しています。内容は「福祉教育や社会教育の場で、障害当事者による事業や講演等を促進するため、講師等の情報を提供する仕組み」を作り上げるという事業です。

現在、例えば学校であれば「総合的な学習の時間」があり、そこで障害の理解を進めるための福祉教育をやっていたり、自治会の集まりでいろいろな研修を行うとき、障害理解をテーマに扱っていただく所もあるかと思います。そのような方々から「どのような方を講師にお願いすればいいか」という場面があります。その際に、障害者の方々にいわゆる「語り部」になっていただきます。通常、学校等で行われる研修は、大多数は体験型の学習ということで、例えば生徒がアイマスクをして歩いてみたり、実際に車椅子に乗って体験するという、体験学習がメインとなっているかと思います。そこに障害当事者が講師またはファシリテーターとしてお話していただくことにより、障害理解をより深く掘り下げて進めていく仕組みを、この協議会で構築していきたいと。これを第6期の計画期間中に進めていきます。

資料2-2に戻りますが、令和3年度については、ヒューマンライブラリーのスキームと基準の制度設計をしていく年と考えています。令和4、5年度について、変更点のみお話しします。それぞれマイルストーンという形で、この年度はこういうものとやっていくのを示しておりますが、モニタリングについては毎年度実施します。また先ほどお話ししました、計画策定に向けた現状把握と課題抽出については、令和3、4年の2年間かけて実施していく形となります。令和5年度ではそれを踏まえて、皆様の御意見をいただいて、第7期障害者支援計画を策定します。

ヒューマンライブラリーについては、令和3年度にスキームまたは基準の設計を行って、

令和4年度にはその設計に基づいて実証実験というか、実際にやってみる。そしてやったものに対して、P D C Aにより検証を行ない、改善すべき点は改善をして、令和5年度から本格運用していく。そのような流れで施策推進協議会の3年間の進め方を考えています。

下段で【ワーキングチーム】とあります。このワーキングチームの位置づけは、協議会を補完する作業部会の位置づけとして考えています。特定の問題等について掘り下げて検討する場であるということです。施策推進協議会の場で委員の皆様全員で意見交換を行うとなると、詳細な部分について掘り下げて議論をすることは難しくなります。ですので、それぞれの課題についてチーム分けをし、少人数編成で議論を深めていく。また第7期計画策定のための情報共有を行いながら、委員の皆様方にそれぞれ知識を蓄積していただき、令和5年度障害者支援計画策定の際の意見を出していただく時の1つの礎にさせていただければと考えています。

ではワーキングチームはどういうことを実施するのかについて。下段にあるとおり、障害者支援計画策定のための現状把握及び課題抽出、これをチーム毎に別の課題について検討していただき、毎回施策推進協議会へ報告という形で、各チームのリーダーから御報告をお願いしています。

また、2つ目。令和3年度であれば、ヒューマンライブラリーのスキーム及び基準の設計ということで、それぞれのチームの進捗状況や、方向性などについてチームで検討したものを施策推進協議会へ御報告いただき、委員の皆様方から御意見をいただき、フィードバックして次のワーキングチームに作り上げていくという形となります。

こちらの報告事項を施策推進協議会へあげていくことが、ワーキングチームの位置づけとなります。

続いて資料2-3をご覧ください。ワーキングチームについてどのような課題やテーマで進めていくかについて、B e f o r e (ビフォー)・A f t e r (アフター)の形にしてイメージをしやすいものにしたものが、こちらの図です。

第6期の障害者支援計画を策定する際のワーキングチームの編成ですが、Aチームは「障害者の人権擁護の推進に係る取組」、Bチームは「子ども期から社会へ出る時期までに係る取組」、Cチームは「成人期から高齢期全般に係る取組」という形です。Aチームは概念的・総論のようなものに取り組んでいただき、Bチーム、Cチームは年齢別に分けた形で検討していたものが第6期でした。

第7期については、ストレートにいうと元に戻します。冊子に戻っていただき、33ペ

ージを御覧ください。こちらに、障害者支援計画の「施策体系」を掲載しています。一番左の列に「大柱」として5つの柱でこの計画が成り立っています。「Ⅰ 理解を深め、権利を護る」「Ⅱ 地域生活を充実し、社会参加を支援する」「Ⅲ 就労を進める」「Ⅳ 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する」「Ⅴ 安心・安全な環境をつくる」という5つの柱からこの計画ができあがっています。

資料2-3に戻ってください。この柱を3チームに分解し、1つめの柱の「課題1：障害者への理解促進と差別解消」についてAチームにこの課題を担当していただく。また、先ほどのヒューマンライブラリーの創設は、この柱の中に入っています。Aチームには1本目の柱の検討とあわせて、ヒューマンライブラリーのスキーム及び基準づくりを検討していただこうと考えています。Bチームは柱の2本目、3本目。「課題2：障害者の地域生活の充実、社会参加の支援」「課題3：障害者の就労支援」を。Cチームは大柱の4本目「課題4：共に育ち、共に学ぶ教育の推進」、5本目「課題5：安心・安全な環境整備の推進」の2本を担当していただきたいと考えています。

なぜ第6期から第7期からチーム編成を変えたかの理由について。課題の検討漏れを防ぎたいという考えからです。前回の計画において、年齢で分けたことが間違いというわけではありませんが、防災の関係や昨年度第6期で小柱として加えた「感染症対策の充実」は年齢で分けられるものではありません。高齢、子ども期だけの問題ではない、全体として検討していくべきではないかと。また雇用、教育の部分も、年齢で切るというよりは、これからはリカレント教育が求められ、就職してからも勉強して稼ぐ力をつけていかなければいけない。また、キャリア教育という形で、学生の時期から将来の自分のライフプラン、どのような職に就きたいかを踏まえた形で、雇用と教育を連動させて考えていくべきであると考えました。年齢で分けると、やはりその部分の検討が深掘りできないのということから、第7期については、年齢ではなく課題、大柱ごとに検討を進めさせていただきたいと思っております。

最後です。資料2-4を御覧ください。

先ほどお話をさせていただきました、A、B、Cチームの課題がそれぞれあります。それを時系列に、令和3、4、5年と並べています。課題については、ヒューマンライブラリーの部分で1年目はスキーム等を作る創設の時期、2年目は実証実験を行う、3年目が本格運用と、ここだけが変わっています。若干細かいお話を右側の四角に記載しています。

①、令和3年度については委員の皆様も交代されていますし、第7期に向けてというこ

ともあるため、新たにチーム編成を行わせていただきたいと考えています。

②、こちらで実施することについて。チームのそれぞれ課題番号1～5があります。支援計画の28ページを御覧ください。「第3章 取り組むべき課題」とあります。こちらを作り上げ、この取り組むべき課題に沿って、先ほど見ていただいた施策体系表ができあがり、その表の大中小という形で少しずつ細かくしていき、最終的にはそれぞれの施策ということで、第6期については317本の施策を作り上げたという形になります。

まず皆様で検討していただき、冊子の第8章、114ページ以降を御覧ください。「2 施策推進協議会からの提言」という形で、2年間かけて課題を抽出していただきます。その課題に対して、先ほど見ていただいた第3章で取組を行っていくという形です。8章から3章に移って、第3章から施策体系表、施策という形で作り上げるイメージを持っています。

チームごとに分けて、この現状把握及び課題抽出を2年間かけて実施していくことを考えています。

3点目はヒューマンライブラリーのスキーム基準の設計、実証実験、本格運用ということで、令和3、4、5年と流れていきます。

大きく変わっている点は、チーム編成について。今回新たにチーム編成を実施し、令和4年度ではチーム編成をリーダー以外のメンバーの皆様の見直しを図っていきたいと思います。チームごとにいろいろな意見をいろいろな切り口から出していただきたいことから、ここでチーム替えを行います。ただし、令和5年度ではチーム編成見直しは行いません。令和5年度では施策を作り上げ、計画を策定する年なので、そこでチーム編成のやり直しをしていると議論する時間がなくなってしまうことから、令和5年度についてはチーム編成を行わないこととしています。

最後になりますが、検討課題についてこの形の流れて良いということであれば、資料3となります。ワーキングチームで希望するチームを第2希望まで記入していただき、事務局へ、来週の水曜日ぐらまで、1週間後までに調査票を提出してください。できるだけ人数の偏りがないように、例えばAチームが10人、Bチームが2人となるわけにはいきません。バランスの良い人数配置で編成を組ませていただきます。

説明は以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。確認させてください。

資料2-2のロードマップのところで、施策推進協議会での施策のモニタリング、本年度については第5期計画のモニタリングをする。次年度以降から6期をモニタリングするということですね。

(事務局)

はい、おっしゃるとおりです。

(佐藤会長)

あと資料2-3は、B e f o r eが第6期となっておりますが、これは第5期ではないでしょうか。そしてA f t e rが第6期、今、新しく出た計画の話では？

(事務局)

違います。第6期を作るときにこのテーマでやっていたということです。

(佐藤会長)

そうか。では先を見越しての取組という理解ですね。

(事務局)

6期のときは、このチーム編成、この課題でやっていました。

(佐藤会長)

それは前の会ではこういう形でということですね。

(事務局)

そうです。今回からはA f t e rということで。

(佐藤会長)

今、6期ですが第7期を見据えたことのこの3チーム編成ですね。

(事務局)

はい、おっしゃるとおりです。

(佐藤会長)

はい、わかりました。私も新しい者なので恐縮です。

そうしたものを、これから3つのチーム編成でということ。1点気になるのはAチームで取り組むヒューマンライブラリーの創設とCチームの課題が多分に関連してきますので、その辺をどう意見調整するかは、施策推進協議会の中でするのか、事務局が中に入っていると思いますから、そこでの意見修正など……。できれば双方でより良いものにしていくほうがいいと思いますので、その辺は諮っていただく必要があるかなと思います、よろしくお願いします。

今、確認含めて私の方で発言させていただきました。他の委員さんで、自分がどこに入るか、進め方について御質問等あれば、挙手お願いします。

はい、小材さん。

(小材委員)

小材です。質問が2つあります。

まず先ほど説明があった、年齢で分けるのではなく、教育、就労、キャリア教育で考えていくとありました。B、Cチームに教育の部分、Bチームには就労支援と分かれています。そこが説明と違うなど、ひっかかりがあることが1つ。

就学前、乳幼児検診、そこから養育が始まるのが発達障害の子どもたちですが、それはCチームに入るのでしょうか。ここで就学前の子どものお話がどこに入るかわからないので、教えてください。

(佐藤会長)

よろしいですか、事務局から。

(事務局)

チーム編成については、小材委員のおっしゃるとおり、本来ならば教育と雇用をくっつけてチームを編成すべきというお話があります。施策体系表を御覧ください。33ページ

です。

実は、B、Cチームそれぞれに2番目(Ⅱ)の柱と5番目(Ⅴ)の柱のボリュームがかなりあります。ここで時間がかかりかかるということが推測されます。その点を考慮して、2番(Ⅱ)と3番(Ⅲ)、4番(Ⅳ)と5番(Ⅴ)という組み合わせにさせていただきました。おっしゃるとおり、本来ならば就労と教育をくっつけたほうがいいという御意見はもっともです。お伝えするのを失念しましたが、ワーキングチームについて、当然ここでこのような議論があったこと、例えば7月に第1回のワーキングを予定していて、そこで検討していただいたものを10月の第2回施策推進協議会で各チームリーダーに、このような議論があり、このような方向で進めているという報告をしていただきます。それをこの場で検討して進めていくことも可能です。さらにもう少しいうと、ワーキングチームには、自分がAチームならそこしか参加できないというものではなく、Bチームにも参加して御意見を言っていただくこともできます。またBチームの人がCチームに出ることも可能です。

(佐藤会長)

小材さん、よろしいですか？

(小材委員)

もう1つ質問した児童、就学前はどこに入るのか教えてください。

(事務局)

就学前については、「共に育ち、共に学ぶ教育の推進」のところに入って行くのではと思います。

(小材委員)

はい、わかりました。

(事務局)

当然、私たちも柱でお話してさせていただいていますので、この中でこういったことを掘り下げてやっていくのか、総花的に議論するかは、ワーキングチームの皆さんにお任せ

します。そのように内容、議題について進めていただければと思います。

また、第6期の施策の中で、発達障害児（者）の支援の充実が5本目の柱に「V 安全・安心な環境をつくる」ところに位置付けられていますので、Cチームにも入ると思います。

（小材委員）

ありがとうございます。

（佐藤会長）

資料4の説明はまだされていませんでしたが、今の確認の中で、それぞれのチームを選んでいただき、主たるチームに入っていただき、御検討していただく。しかし他のチームの会議にも日程が合えば参加してかまわないとのこと。事務局はそれぞれ入っていますので、意見調整等をはかって、充実した検討の場にしていくことを基本とするというものです。

（事務局）

はい。

（佐藤会長）

いかがでしょうか。他、こちらについて御質問はありませんか。

まずどこのグループに、皆さんが主としてやっていきたいと思っていただくか。先ほど事務局より来週の水曜日までということで、1週間で提出していただきたいとありました。内容をもう一度御確認いただき、提出いただけるよう、お願いいたします。また事務局におきましては、バランスのとれたチーム編成につながるようにしていただきたいと思えます。

先ほど申し上げたように、他に関連するものもどんどん出てきます。皆さんもお忙しい中だとは思いますが、他のワーキングにも参加可能なので、ぜひ積極的に御参加いただき、皆さんと意見を交わしながら、この6期の計画、そして第7期に向けていくことを、一緒に取り組んでいただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは8番目の連絡事項に進みます。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

説明させていただきます。

皆様方からこのような形で施策推進協議会、ワーキングチームを進めて良いと承諾いただきましたので、この通り進めさせていただきます。

資料4を御覧ください。「令和3年度 障害者施策推進協議会・ワーキングチームの開催日程」を示しています。なお、説明の順序が逆になってしまいましたが、各チームのリーダーについて、チーム編成の承諾を得ましたので、発表させていただきます。Aチームは佐藤会長にリーダーをお願いします。Bチームはリーダーを曾根委員をお願いします。Cチームは、本日欠席されていますが大島委員にリーダーをお願いしたいと考えています。それを踏まえて今後の予定となります。

時系列的にお話させていただきます。中段の「2 ワーキングチームの日程・会場」を御覧ください。第1回のワーキングチームの予定は、Aチームは7月7日(水)午前10時～12時、県庁の福祉部会議室にて。Bチームは7月13日(火)午前10時～12時、県庁福祉部会議室を予定。Cチームは7月5日(月)午前10時～12時、埼玉会館4C会議室を予定しています。

そこで、「1 障害者施策推進協議会の日程・会場」の第2回を御覧ください。10月16日(火)午前10時～12時です。場所は動きます、さいたま共済会館の504会議室にて開催予定です。

説明は以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。ただ今の説明について、皆様から何かございますか？

はい、どうぞ。

(関口委員)

ワーキングチームの参加希望調査票について。方法としては郵送、ファックス、メール、どこに送ったらいいかが書いていません。この票を使うのではなく、他に来るのでしょうか。

(事務局)

いえ、こちらの票で送っていただければと思います。

手書きでも、ファックスでも結構です。

(関口委員)

来週の水曜日までですね。

(事務局)

そうですね。以前この資料を送らせていただいたときに、メールでお送りしましたので、そのメールに添付して返信していただいてもいいですし、ファックスで送っていただいてもかまいません。

(関口委員)

この頭のところにファックス番号があるといいのではないかと思います。

(事務局)

すみません、失礼しました。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他にはいかがですか？大丈夫ですか？

よろしければ、本日の議事はすべて予定を終了させていただきます。皆様のご協力によって、円滑な会議の運営がなされました。本当にありがとうございます。

では事務局へお返しします。

(司会)

ありがとうございました。ただ今ファックスでというお話がありましたので、メールでも返信いただけますし、ファックスでも御提出は可能です。

今、ファックス番号を申し上げます。048-830-4789です。

御回答はメールでもファックスでも構いません。来週の水曜日までによりしくお願いします。ありがとうございます。

以上をもちまして、令和3年度第1回埼玉県障害者施策推進協議会を閉会させていただきます。委員の皆様、大変ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。ありがとうございます。

令和3年6月2日

議 長 佐藤 陽

議事録署名委員 田中 一

議事録署名委員 八木井 雄一